



熊本県公報

号外第 40 号

平成 23 年 12 月 28 日(水)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事課)	1
○熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則	(税務課)	1
○熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	(健康危機管理課)	2
○熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(環境保全課)	4
○熊本県養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則	(畜産課)	4
告 示		
○道路の供用開始	(道路保全課)	6
登 載 依 頼		
○東日本大震災に対処するための熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	7

規 則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 38 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成 12 年熊本県規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 3 号を削り、同表第 2 号左欄中「第 29 号(14)」を「第 30 号(38)」に改め、同号右欄中「。以下この号において「施行細則」という。」を削り、「、第 16 条及び第 19 条」を「及び第 16 条」に改め、同号を同表第 3 号とし、同表第 1 号右欄中「。以下この号において「施行細則」という。」を削り、同号の次に次の 1 号を加える。

2 特例条例別表第 24 号(4)に規定する調理師法(昭和 33 年法律第 147 号)の施行のための規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	熊本県調理師法施行細則(昭和 34 年熊本県規則第 8 号)第 6 条の規定による知事に対する受験願書の提出の受付に関する事務
---------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

第 2 条の表第 4 号左欄中「第 49 号(3)」を「第 50 号(3)」に改め、同号右欄中「願書」を「受験願書の提出」に改め、同表第 5 号右欄中「願書」を「受験願書の提出」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表第 1 号右欄及び第 2 号右欄の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 39 号

熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(熊本県税条例施行規則の一部改正)

第 1 条 熊本県税条例施行規則(昭和 30 年熊本県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条の 3 の 5 第 2 項の表(4)中「第 41 条の 18 の 3」を「第 41 条の 18 の

2第1項」に改め、同条第3項中「第41条の18の3」を「第41条の18の2第1項」に改める。

(熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)
第2条 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成20年熊本県規則第46号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新規則第19条の3の5」を「熊本県税条例施行規則等の一部を改正する規則(平成23年熊本県規則第39号)による改正後の熊本県税条例施行規則第19条の3の5」に、「第41条の18の3」を「第41条の18の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第40号

熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

熊本県製菓衛生師法施行細則(昭和42年熊本県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「細則」を「規則」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「製菓衛生師受験願書」を「製菓衛生師試験受験願書(別記第1号様式)」に改め、同項第1号中「製菓衛生師受験願書」を「製菓衛生師試験受験願書」に改め、同項第2号イ中「(別記第1号様式)」を「(別記第2号様式)」に改め、同号ウ中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を「(別記第3号様式)」に改める。

第6条の表法第7条第1項の項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同表細則第3条の項を削る。

別記第4号様式を削り、別記第3号様式中「別記第3号様式」を「別記第3号様式(第6条関係)」に改め、同様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式(第5条関係)

第 号

合 格 証 書

氏 名

年 月 日 生

年 月 施行の製菓衛生師試験に合格したことを証します。

年 月 日

熊本県知事

印

(日本工業規格A4)

別記第 2 号様式を削り、別記第 1 号様式を別記第 2 号様式とし、附則の次に次の 1 様式を加える。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

製菓衛生師試験受験願書

年 月 日

熊本県知事 様

(ふりがな)

氏名

印

製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

住 所	〒 一 電話番号 ()
生 年 月 日	年 月 日
受 験 資 格	1 製菓衛生師法第 5 条第 1 号に該当 2 製菓衛生師法第 5 条第 2 号に該当 3 製菓衛生師法附則第 2 項に該当

試験科目(製菓理論及び実技)の免除に必要な資格	有	無
-------------------------	---	---

(日本工業規格A4)

- 備考 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 「受験資格」欄及び「試験科目(製菓理論及び実技)の免除に必要な資格」欄は、該当するものに○印を付けてください。
- 3 受験資格を証する書類を添付してください。
- 4 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第5号様式中「別記第5号様式」を「別記第5号様式(第6条関係)」に、別記第6号様式中「別記第6号様式」を「別記第6号様式(第6条関係)」に、別記第7号様式中「別記第7号様式」を「別記第7号様式(第6条関係)」に、別記第8号様式中「別記第8号様式」を「別記第8号様式(第6条関係)」に、別記第9号様式中「別記第9号様式」を「別記第9号様式(第6条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第41号

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和47年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。

別表第4の備考1中「のうちオルトトリジン法又は連続分析法」と「のうちチオシアノ酸第2水銀法」を削る。

別表第8の7の項中「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)第3条第1項の規定に基づき指定された指定地域のうち熊本県に属する地域に設置してあるもの」を「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和47年熊本県条例第63号)別表第1に掲げる区域に污水等を排出するもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年12月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第42号

熊本県養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則

熊本県養鶏振興法施行細則(昭和36年熊本県規則第58号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

別記第2号様式(法第7条第2項の規定による確認を申請する場合)

ふ化場確認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

下記のふ化場について、養鶏振興法第7条第2項の規定による確認を受けたいので申

請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名）
- 2 ふ化場の名称及びその所在地
- 3 ふ化場の施設
 - (1) ふ卵舎の規模及び構造

(2) ふ卵器

型 式 名	種 卵 収 容 能 力	台 数	備 考

(3) 消毒用施設

4 ふ化に常時従事する者

氏 名	生 年 月 日	経 験 の 期 間	備 考

5 ふ化場の施設の配置状況

- (注) 1 氏名又は代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 2 ふ化場が2箇所以上ある場合は、2から5までを別紙としてふ化場ごとに記載してください。
 3 4の表の経験の期間の欄には、種卵のふ化に従事した期間を記載してください。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第3号様式（法第8条第1項の規定による確認を申請する場合）

ふ 化 场 確 認 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
 氏名又は名称及び代表者氏名 印
 登録都道府県名、登録番号
 及び登録年月日

下記のふ化場について、養鶏振興法第8条第1項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名）

2 ふ化場の名称及びその所在地

3 ふ化場の施設

(1) ふ卵舎の規模及び構造

(2) ふ卵器

型 式 名	種 卵 収 容 能 力	台 数	備 考

(3) 消毒用施設

4 ふ化に常時従事する者

氏 名	生 年 月 日	経 驚 の 期 間	備 考

5 ふ化場の施設の配置状況

(注) 1 氏名又は代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 ふ化場が 2 箇所以上ある場合は、2 から 5 までを別紙としてふ化場ごとに記載してください。

3 4 の表の経験の期間の欄には、種卵のふ化に従事した期間を記載してください。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

1 この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県養鶏振興法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県養鶏振興法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

熊本県告示第 1299 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 23 年 12 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 12 月 28 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市山田字原ノ口 1408 番 1 地先から 同市山田字鳥越 1798 番 1 地先まで	300.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成 23 年 12 月 28 日

登載依頼

東日本大震災に対処するための熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 12 月 28 日

熊本県人事委員会委員長 北川正

熊本県人事委員会規則第 27 号

東日本大震災に対処するための熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則（平成 23 年熊本県人事委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 23 年 12 月 31 日」を「平成 24 年 1 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。